

事例1：食品納入について便宜を図る見返りとしての供給接待受け

【概要】

調達担当者である隊員Aは、利害関係者である食品販売業者と共謀し、後輩隊員Bに架空請求を行わせ、その見返りとして、利害関係者である食品販売業者から架空の品目分の代金の一部である数十万円～数百万円をそれぞれ受け取るという詐欺行為をはたらきました。

また、隊員Aは、詐欺事案とは別の利害関係者である食品販売業者が納品する糧食の受入れに関して規格外品（海鮮物のサンプル品）について有償での納品をさせるなどの便宜を図り、その見返りとして、横浜市にある飲食店において、数十回にわたり飲食代金等を負担させる形で供給接待を受けました。

この詐欺・収賄行為について、警察は隊員Aを収賄容疑で逮捕するとともに、隊員A及び隊員Bを詐欺罪で起訴しました。判決公判で隊員Aに懲役3年、執行猶予5年、追徴金約111万円、隊員Bに懲役1年6ヵ月、執行猶予3年の判決が言い渡されるとともに、それぞれ免職の懲戒処分となりました。



【問題となる事象及び該当法令等】

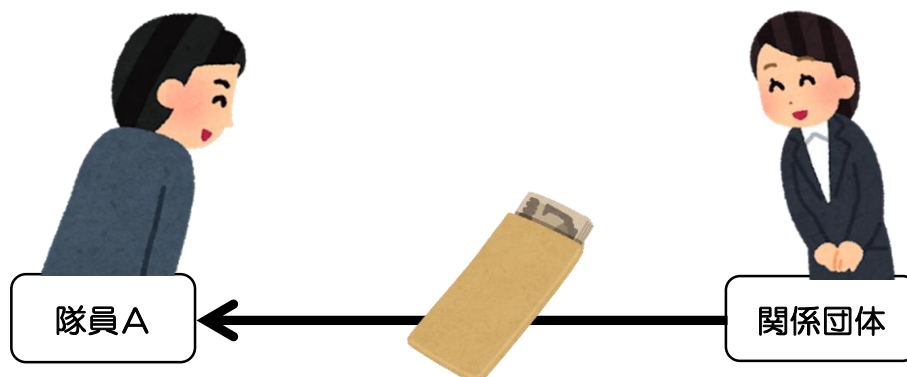
問題となる事象	該当法令等
利害関係者から架空の品目分の代金の一部を受け取る詐欺行為	刑法第246条（詐欺罪） 刑法第197条（収賄罪）
供給接待	自衛隊員倫理規程第3条第1項第1号（禁止行為）

事例2：公務として実施した講話に対する謝礼等の受領

【概要】

隊員Aは、部外団体からの依頼を受け、公務として講話を実施した際に、謝礼を受領しました。

その結果、職務に関して謝礼を受けたとして、戒告の懲戒処分となりました。



注：本事例は、謝礼の受領が1回であったことから、公務に関する謝礼等の受領を禁止する「隊員の分限、服務等に関する訓令第10条第2号（隊員の遵守事項）」違反となりました。

しかし、謝礼を繰り返し受領していた場合は、社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けることを禁止する「自衛隊員倫理規程第5条第1項（利害関係者以外の者等との間における禁止行為）」にも抵触するおそれがあります。

【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
公務として実施した講話 に対し謝礼を受領	隊員の分限、服務等に関する訓令第10条 第2号（隊員の遵守事項）